

令和 6 年度事業計画書

当協会は、昭和35年 2月の設立以来、皆様からのご支援により、成人病の予防、診断、治療に関係した事業を行い、現在では、同研究を助成、顕彰すると共に、啓発のための講演会の開催、その援助及び出版、患者団体等への支援などの公益目的事業を行い、大阪府民の健康の向上に貢献することとしている。

本年度（令和 6 年度）も、これら事業を行うための財源である、皆様からの寄付などの厳しさが予測されるが引き続き次の事業を行っていく。

1 医学振興研究助成事業（公益目的事業1）

成人病の予防、診断、治療に関する基礎研究、臨床研究等の顕彰、助成を行い、医療活動進展及び医療従事者の資質の向上を図り、大阪府民の健康向上を図る次の事業を行う。

(1) 医学研究顕彰事業

大阪府内の医療機関に勤務し、成人病の研究、治療などに取り組んでいる医師、研究員、看護師、検査技師等の医療従事者（主たる研究が大学の医科系部門及び同附属機関で行われる場合を除く。）を対象として、既に発表された研究論文を公募し、成人病医学研究顕彰及び助成審査委員会での選考を経て、優れた論文発表を行った者を顕彰し、総額2,000,000円（予定）を贈呈する。

(2) 医学研究助成事業

大阪府内の医療機関に勤務する複数の医師等によって編成された研究会組織（主たる研究が大学の医科系部門及び同附属機関で行われる場合を除く。）を対象として、成人病の新たな予防や治療方法の確立に向けた臨床段階に至る前の将来展望に関する研究及び臨床に役立つ研究を公募し、成人病医学研究顕彰及び助成審査委員会の選考を経て、優れた医学研究を行う研究会組織に総額3,000,000円（予定）を助成する。

(3) 臨床研究助成事業

複数の医師等で構成された研究会組織が、新規に、3ヶ年以上にわたって行う成人病の予防、診断、治療に関する臨床研究について、成人病臨床研究助成及び倫理審査委員会で審査し、承認された同研究に対する寄付を公募し寄付等があった同研究、継続研究に助成する。

2 知識・医療方法の推進啓発事業（公益目的事業2）

成人病の予防、診断及び治療に関する成人病公開講座を定期的に開催するとともに、最新情報を掲載した書籍を発行することにより、大阪府民の成人病予防、診断及び治療推進の啓発を図るため次の事業を行う。

(1) 公開講座事業

成人病の予防、診断及び治療に対する大阪府民の理解を高めるために、新聞、医療機関、などを通じて広報し、がん疾患等のテーマについて、対面方式とWEB方式により次の公開

講座を実施する。また、感染症の状況を考慮し、対面方式が困難な場合は公開講座のWEB発信のみを行う。

（成人病公開講座） 会場（収録場所）：大阪国際がんセンター 1 階講堂

令和 6 年 6 月 1 2 日 「(テーマ未定)」

令和 6 年 9 月 1 1 日 「(テーマ未定)」

令和 6 年 1 1 月 1 3 日 「(テーマ未定)」

令和 7 年 2 月 1 2 日 「(テーマ未定)」

（がん予防キャンペーン大阪 2 0 2 4）

令和 6 年 1 0 月（予定）日 「(テーマ未定)」

(2) 機関誌等印刷物発行事業

成人病の予防、診断及び治療に対する最新知識を大阪府民によりご理解いただくため、編集会議で企画し、分かり易い成人病に関する情報を掲載した機関誌「2 0 2 4 成人病」を発刊する。また、既刊の書籍の普及を引き続いて行う。

(3) その他

他の団体等が行う成人病の予防、診断及び治療に関する講演会への援助、後援などを通じて、大阪府民に成人病に関する理解を深めていく。

3 成人病・地域医療活動助成事業（公益目的事業 3）

成人病患者団体等が行う講演会等の助成希望を公募し、患者団体等支援審査委員会で選考し、活動などに総額 1, 0 0 0, 0 0 0 円（予定）を支援することにより、大阪府民の健康の向上を図る事業を行う。

4 会員及び寄付金等の確保

成人病の予防、診断、治療に関係した各種事業（公益目的事業 1、2、3）を行うため、会費、寄付金、広告掲載料により財源を確保する。

(1) 会員の確保

既存会員の継続に努めるとともに、新規会員の確保を図る。

(2) 寄付金の確保

予防協会の目的、事業について広報を行い、賛同を得た個人、企業、団体等から広く寄付金を得る。

(3) 広告収入の確保

機関誌「2 0 2 4 成人病」を始め、予防協会が発刊する書籍に企業などの広告を掲載し、広告掲載料を得る。

5 その他

(1) 理事会及び評議員会の開催

令和 5年度の事業の報告、収入支出決算の承認等を行うため、また、令和 7年度事業計画、収入支出予算の決議、承認等を行うため次の理事会、評議員会を行う。

ア 令和 6年 5月下旬又は 6月上旬 理事会、 6月下旬 評議員会

イ 令和 7年 2月下旬又は 3月上旬 理事会、 3月下旬 評議員会